

埼玉県立がんセンターと国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科との 教育研究の連携・協力に関する覚書

埼玉県と国立大学法人埼玉大学（以下、「大学」という。）との相互協力・連携に関する協定書（平成19年3月14日締結）第3条に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

- 第1 埼玉県立がんセンター臨床腫瘍研究所（以下「研究所」という。）と国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科（以下「理工学研究科」という。）は、それぞれの設置の趣旨及び相互の立場を尊重し、両者の緊密な連携により連携大学院方式による教育研究を推進する。これにより理工学研究科における教育研究の円滑な実施と内容の一層の充実を図り、理工学研究科の学生の資質の向上を図るとともに、研究所の研究活動の活性化を図り、もって生命科学及び医療の発展に寄与するものとする。
- 第2 大学は、大学の教員として十分な見識・専門的知識を有する研究所の研究員に理工学研究科の連携教授または連携准教授（以下「連携教員」という。）の職務を委嘱する。
- 第3 連携教員は理工学研究科研究部の生命科学部門に所属し、理工学研究科博士後期課程理工学専攻（以下「理工学専攻」という。）に開設される授業及び研究指導または研究指導補助を担当する。
- 第4 各連携教員の委嘱期間は4年とし、再任することができるものとする。
連携教員の推薦は、研究所において行い、国立大学法人埼玉大学はその推薦に基づき審査を行うものとする。
- 第5 連携教員の手当は、理工学研究科の業務従事に基づいて支給し、支給額の算定はその従事時間による。
- 第6 連携教員が主指導教員として理工学専攻の学生の研究指導を行う場合は、理工学研究科の専任教員を副指導教員として置く。
- 第7 連携教員は、理工学専攻の教育研究に係わる各種会議に出席できるものとする。
- 第8 学生の研究指導に関連する連携教員の研究費は、連携教員が学長に要求するものとする。ただし、研究費の執行にあたっては、理工学研究科において行う教育研究に要する経費に限定するものとする。
- 第9 連携教員が研究所において学生の研究指導を行う場合は、研究所の諸規定の範囲内で行うものとし、このことに対する手当を大学は支給しないものとする。なお、研究所の施設・設備の使用料及び光熱水料は原則として無償とする。

第10 学生が研究所において研究指導を受ける場合の身分は研究所の研究生と同様の扱いとする。

第11 学生が研究所において研究指導を受ける際に、学生の故意又は重大な過失以外の事故により設備等を損傷した場合の損害賠償については、学生及び大学はその責を負わないものとする。

第12 理工学研究科は、学生が研究所において研究指導を受ける場合には、災害事故にかかる対応として、当該学生が学生教育研究災害傷害保険に加入することを義務付けるものとする。

第13 この覚書は、必要に応じて両機関の協議により変更等を行うことができるものとする。

第14 この覚書は平成20年4月1日から効力を有するものとする。

第15 この覚書は2通作成し、両機関で各1通を所持するものとする。

第16 「埼玉県立がんセンターと国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科との教育研究の連携・協力に関する覚書」（平成19年3月26日締結）は廃止する。

平成20年3月26日

埼玉県立がんセンター病院長

布施嘉亮



国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科長

伏見

